

特定建設工事共同企業体入札参加資格申請書

年 月 日

能代市長 様

共同企業体の名称

代表者の所在地

商号及び代表者

印

構成員の所在地

商号及び代表者

印

構成員の所在地

商号及び代表者

印

構成員の所在地

商号及び代表者

印

このたび、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、上記のとおり共同企業体を結成したので、能代市が発注する 工事の入札に参加したく、別添指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

また、貴発注に係る当該工事について 年 月 日から解散するまでの間、次の権限を当共同企業体代表者に委任します。この場合の使用印は次のとおりです。

委 任 事 項

- 1 工事の施工に関し、当企業体を代表して能代市と折衝する権限
- 2 工事の入札及び見積りに関する一切の権限
- 3 工事の契約の締結に関する一切の権限
- 4 工事請負代金及び前払金の請求・受領に関する一切の権限
- 5 その他工事の施工に関し、諸届・諸報告の提出に関する一切の権限

使 用 印

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（1） 能代市発注に係る 工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負

（2） 前号に付帯する事業

（名称）

第2条 当企業体は、 共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体の事務所を に置く。

（成立の時間及び解散の時間）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地
商 号
代 表 者

所 在 地
商 号
代 表 者

所 在 地
商 号
代 表 者

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、能代市と折衝

する権限並びに自己の名義をもって入札書及び見積内訳明細書の提出、契約の締結、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当該団体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について、能代市と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

%

%

%

2 金銭以外の出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、とし、代表者の名義により設けられた
別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条 決算の結果欠損金が生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条 構成員は、能代市及び構成員全体の承認がなければ当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損

金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない状態があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 共同企業体協定
を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

所在地
商 号
代表者

印

所在地
商 号
代表者

印

所在地
商 号
代表者

印

共同企業体編成表	
----------	--

共同企業体運営委員会

委員長	(会社名)
委 員	(会社名)
	(会社名)

共同企業体工事事務所

所 長	(会社名)
-----	--------

工務長	(会社名)
-----	--------

工 務 主 任	
氏 名	会 社 名

工 務 係	
氏 名	会 社 名

事務長	(会社名)
-----	--------

事 務 主 任	
氏 名	会 社 名

事 務 係	
氏 名	会 社 名